

傷手金の通算対象外？

施行日をまたいで受給

問

傷病手当金の通算（令和3年6月28日付3310号3面）ですが、施行日前に受給を開始している人は、通算の対象外でしょうか。経過措置等があれば教えてください。

1年6月前は新法が適用に

答

傷病手当金の支給期間に関して、健保法99条4項の規定は、「その支給を始めた日から起算して1年6月を超えない」としています。令和4年1月からは、「その支給を始めた日から通算して1年6月間」に改めます。公布のタイミングで通知も発出されています（令3.6.11保発0611第5号）。この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとして、令和3年6月11日法律66号で附則が定められています。附則3条2項では、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して1年6月を経過していない傷手金について、改正後の通算規定を適用するとしています。施行日である令和4年1月1日より前に、現行の規定に基づき支給期間が満了したものは、従前の例によるとあります。審議会等で示された資料では、申請手続等に関して丁寧な周知を行うとあります。今後協会けんぽのお知らせ等を確認する必要があります。